

資 料 目 次

第 1 回 検討小委員会（R7.9.9）

項番	資 料 名	頁
1	福井地方最低賃金審議会 特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程	1
2	福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正の必要性に係る聴 取事項	3
3	福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正の必要性に係る 聴取事項	5

福井地方最低賃金審議会
特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程

(会議の設置)

第1条 福井地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「福井地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する検討小委員会」（以下「検討小委員会」という。）を設ける。

(会議の目的)

第2条 検討小委員会は、福井地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決に基づき、最低賃金法（昭和34年法律137号）第15条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行うものとする。

(会議の構成)

第3条 検討小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3人をもって構成する。

2 各委員は、審議会の議決により会長が指名する。

第4条 公益を代表する委員のうち一人は、委員の互選により委員長となり、会議を招集する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の例により互選された者が委員長の職務を代理する。

(会議における発言)

第5条 検討小委員会において委員が発言する場合には、委員長の許可を得るものとする。

2 検討小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 検討小委員会は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 検討小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。

(会議の欠席)

第9条 委員が欠席する場合は、その旨を事前に委員長に報告するものとする。

第10条 この規程に定めがないものについては、委員長が必要に応じ検討小委員会に諮った上、定めるものとする。

附 則

この規定は令和7年6月4日から施行する

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（資本金）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（電気機械器具製造業関連のみで結構です）

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数 211 人 ・うち非正規雇用労働者の数 90 人
 ・男性 _____人（10・20 歳代_____人、30・40・50 歳代_____人・60 歳代_____人、70 歳以上_____人）
 ・女性 _____人（10・20 歳代_____人、30・40・50 歳代_____人・60 歳代_____人、70 歳以上_____人）

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額 984 円
 ・該当労働者数 5 人

（2）事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

福井県最低賃金と同額にしている。

5 貴事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

エネルギーコストが大きく影響する業界である。電子製品を製造する機械の稼働のみならず、機械を維持するために空調を稼働しており、その電力消費量が大きい。
最低賃金が上がり過ぎて、価格が追いついていない。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

仮に、最低賃金の引上げが 50 円とした場合、週 40 時間労働では年間 1 人約 10 万円、200 人では約 2 千万円の人件費増となるが、全員の賃上げは大変なので、若手を中心に賃上げしている。
毎年 7 月に 1～2%の昇給を実施しているが、最低賃金の引上げ率はこれより高いので、最低賃金に抵触しないように引き上げている状態。
2 年前の高卒初任給は 16 万 5 千円、今年は 17 万 5 千円とした。16 万 5 千円で入社した労働者も昇給し、中間層との差が縮まっている。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

非正規労働者を正社員に登用した際に、キャリアアップ助成金正社員化コースを利用している。

9 県内の電気機械器具製造業最低賃金を、本年 8 月答申の令和 7 年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,229 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

電気機械器具製造業の賃金分布は、別添資料をご参照ください。

適用される最低賃金は 1,053 円に据え置くことを希望したい。理由としては大幅な最低賃金の改定に価格転嫁が追いついていないため。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

大企業は対応できると思うが、中小・零細企業は経営に大きく影響すると思う。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

政府には、最低賃金の引上げによる社会保険料の負担軽減を要望する。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（繊維機械、金属加工機械製造業関連のみで結構です）

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数	44人	・うち非正規雇用労働者の割合（数）	2人	
・男性	39人、女性	5人	・障害を持つ労働者	2人

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額	984円	、新卒は時間換算	1,136円（20万円/176時間）
・該当労働者数	2人		

(2) 事業所内最低賃金の決め方(例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等)

採用競争があるため他企業の賃金水準を考慮している。また、昇給については、春季賃上げ妥結状況を考慮している。

5 傘下事業所における労働生産性(労働分配率でも可)の状況をお教えてください。

労働生産性は、従業者1人当たり900万円程度。

利益については、通常賞与+決算賞与で支払っている。よって、年によって波がある。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

製品の売値は、コスト上昇に合わせて転嫁している。

仕入れ先については、調達で価格が上がっている。3~4年前は原材料費、最近は労務費が含まれ、仕入れ先と話をしながら決めている。仕入れの上昇分は売値に反映できている。

7 最近の賃上げへの対応状況(賃金制度の変更、賃金表の作成等)をお教えてください。

採用時の賃金が17万5千円から20万円に上昇した。それに合わせ全体を上げて、既存の者は7~8%の賃上げを2年間行い、今年は3%の賃上げとした(引上げ率を下げたのは、設備投資の状況を考慮した)。

また、出張の際に経費が増加しているため、出張手当の見直しも行った。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度(業務改善助成金、キャリアアップ助成金等)の利用状況についてお教えてください。

賃上げ税制は利用している。

他の助成金制度は、条件が合わなかったため利用していない。

9 県内の繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金を、本年8月答申の令和7年度福井県最低賃金改正額(時間額1,053円)より高く、時間額1,244円(関係労使の申出における労働協約の最低賃金額)までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

繊維機械、金属加工機械製造業の賃金分布は、別添資料をご参照ください(100人未満の事業所に対する調査結果では、時間額1,053円に改正後、910人中75人の労働条件に影響します。)

最低賃金の引上げ幅が大きいので、労働者全体的な引上げを求められることになり、人件費の増額は高額なものとなる。企業活動において、設備投資が十分でない現状が見えてきており、業界としては厳しいと思う。

価格転嫁ができているかということと、実際に機械の注文があるかは別の問題。

賃金がバランスよく上がっていくことは良い話だと思う。生活が厳しいと、賃金を上げてほしいという声は聞くが、企業経営からすると今年は設備投資が鈍く景気は悪いと感じる。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

基本的に賃金水準は上がった方が良いが、価格転嫁のバランスが大切。現状、お客様（設備投資を行う側）は価格転嫁が進んだ状況になっておらず、設備投資に繋がっていない。人件費のアップだけとならないようにすることが大切。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

コストアップによる倒産もある。最低賃金が引き上がると、企業全体の賃金が引き上がるというイメージで労使のバランスを取ってほしい。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。